

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だより

第38号 平成25年11月



平成 25 年 10 月 20 日、小雨の降るなか^{きみのちやうのなか}紀美野町野中にある十三神社では秋祭りがおこなわれました。

十三神社の遷宮と祭礼

岡本家文書

紀美野町野中に鎮座する十三神社については、これまで『紀伊統風土記』や『紀伊名所図会』などのほかに資料がほとんどなく、実態がよくわかっていませんでしたが、当館で現在整理中の岡本家文書(紀美野町福田)から、十三神社に関する文書がまとまって見つかりました。

岡本家は江戸時代、高野山から「地主」という身分を与えられ、苗字帯刀を許されてきました。文書群の中には、本紙第35号で紹介した「万代日並記(以下、「日並記」と略)という、天明六年(一七八六)から文久三年(一八六三)まで岡本家三代にわたって書き継がれた日記をはじめ、近代に至る文書が伝わっています。そのなかから十三神社の遷宮と祭礼や岡本家との関わりについて、ご紹介したいと思います。



写真1
現在の十三神社
奥の朱色の建物が本殿

十三神社の由緒

写真1は現在の十三神社です。京都守護寺所蔵の「紀伊国神野真国莊絵図」(重文、康治二年・一一四三)にも「十三所大明神」として描かれ、早くから莊中十七ヶ村(福田・野中・安井・南畑・永谷・市場・津川・樋下・大角・三尾川・箕六・上井・鎌瀧・明添・赤木・高畑・桂瀬)の総産土神としてうやまわれていました。産土神とは、自分の生まれた土地の神であり、その土地の鎮守の神をいいます。



図1
『紀伊統風土記』に描かれた十三神社

十三神社の由緒には諸説ありますが、天保十年(一八三九)に成立した『紀伊統風土記』(図1)以下、『統風土記』によれば、伊予(現在の愛媛県)から落ちのび、上井村に住んでいた河野氏が勧請してきた伊予の三島明神(祭神は大山祇命)

と、現在地から「申五町許」(西南西へ約五〇〇メートル)のところに祀られていた十二所権現を天正二年(一五七四)、当地に遷して合祀し十三社明神とした、とあります。

しかし、守護寺の絵図で既に「十三所大明神」と書かれていることから、『統風土記』が編纂された頃には確かな記録が伝わっていないようでした。

新発見!棟札の写

十三神社は昭和四十四年(一九六九)に本殿と摂社二棟が国の重要文化財に指定されたことをうけて、同四十六年(一九七二)から翌年にかけて大規模な修理が行われました。その際、大正十一年(一九二二)、昭和二十四年(一九四九)、同四十二年(一九六七)の三枚の棟札が発見されています。

これらとは別に、岡本家文書から、いままでも知られていなかった江戸時代の棟札の写しが新たに見つかりました(写真2)。

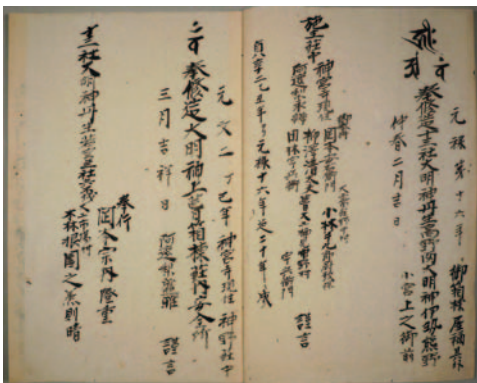


写真2
元禄と元文の棟札の写し(オ-18)

棟札とは建物を新築・修復したときに、その年月日や施工者・大工・由来などを記して壁や柱に打ち付けた木や銅の板です。

棟札は年月の経過によって判読が困難になったり、建物の高所など普段見ることができない場所に設置されたりするため、このような写しがしばしばつくられました。今回発見した写しは、十三神社の歴史を知る手がかりとなるであろう、貴重な史料といえます。

年号	西暦	遷宮に関わった岡本家の人物名
○貞享二年	一六八五	安右衛門
○元禄十六年	一七〇三	安右衛門
○元文二年	一七三七	隆重
○安永二年	一七七三	貞長
寛政七年	一七九五	貞之
○文化四年	一八〇七	貞之
文化八年	一八一	貞之
文政七年	一八二四	貞継
弘化四年	一八四七	貞継
明治二十七年	一八九四	佐太郎
大正十一年	一九三二	佐太郎
昭和二十四年	一九四九	
昭和四十二年	一九六七	
昭和四十四年	一九六九	

表1 岡本家文書(オ-18、オ-16、ウ-186、シ-716)
「重要文化財十三神社本殿他二棟修理工事報告書」より作成

さて、その「氏神社上葺棟札書様写」(資料番号オ-18)と題された古文書には、貞享二年(一六八五)から文化四年(一八〇七)に至る約一二〇年間のうち、五回の遷宮や屋根の葺き替えのあったことが記録されています(表1〇印)。この

ほか、文政七年(一八二四)、弘化四年(二八四七)、明治二十七年(一八九四)にも遷宮や修復がおこなわれた記録が見つかりました。

旧殿から仮殿へ

遷宮といえは、今年新聞やニュースで大きく報じられた伊勢神宮がよく知られているように、一定の年数を定めて新しい社殿を造営することですが、表1のとおり、十三神社の場合には決まった周期がなく、いまのところ、何を契機に遷宮がおこなわれていたのかは不明です。

神殿を造営・改修するとき、伊勢神宮では旧殿の隣に新しい社殿が建てられますが、十三神社のように十分な敷地がない場合、仮殿をつくりそこへ御神体が遷されます。これを下遷宮といいます。

神事がおこなわれる垣の内には、神主や神楽中、番頭や庄惣代など限られた人しか入ることは許されていません。ここでは、席次や使う薦の枚数・服装が決まっております、岡本家は神社を勧請したとされる河野家とともに、熊野権現社・天照大神宮社前に東より西に向かって薦を二枚敷きにして着座するのが習わしでした(写真3)。



写真3
「上下遷宮記録牒」(オ-16)
文政7年(1824)

新社殿の造営と奉行役

下遷宮が終わると、新社殿の造営がはじまります。十三神社では、伊勢神宮のようにすべての部材を新調するのではなく、傷んだ部材の交換にとどめています。そのため、現在でも天正頃の部材が使われています。

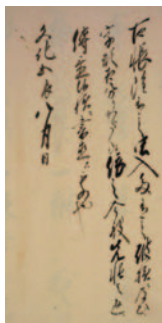
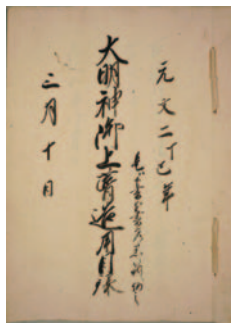


写真4

右:元文2年(1737)に作成された「大明神御上葺造目録」(オ-20)、中央は右を文化5年(1808)に書きしたもの。一丁目(写真左)に「古帳は虫喰いのため破損して字形がわかりにくくなってきたため、先帳の通りに伝え直したため書き直す」と記されている。

造営にあたって奉行役をつとめたのが岡本家代々の人物でした(表1)。では奉行とは、いったいどんな仕事をしていたのでしょうか。明和九年(一七七二)の記録(オ-一二)によると、材料の入手、大工・木挽・飾師・絵師の入札や選定のほか、人足の手配などを行っています。
屋根に葺く檜皮は、福田村生まれで天野(現かつらぎ町)に在住の為助に頼み、

人足を派遣して竹房村(現紀の川市)で受取りました。受け取った檜皮は水分を含んで品質がよくなかったため、二割引とされたようです。そして後年の参考とするため、諸記録や入用帳(会計帳簿)を作成しました(写真4)。

遷御の儀式

社殿が完成すると、こんどは仮殿から新宮へ遷御となります(上遷宮、写真5)。



写真5
「大明神上葺記録帳」(オ-24)
文政7年(1824)

- 一 御移シ夜之午之時神楽座者大床之前二而神楽迄続テ河野氏岡本氏内陣入大神宮之前二而居申候
- 一 番頭中八宝藏之前分南ムキ
- 一 庄惣代兩人袴羽織二而若社之前分西ムキ
- 一 参詣之諸人玉垣之内不入

神前で櫛を振る捧幣にも序列があり、文化四年の「氏神社上葺棟札書様写」では、最初に別当神宮寺、次に神主、第三に大工等とし、「先規の仕来りであるから後年に至り必ず争う勿れ」と厳しく定めています。

ところが十七年後の文政七年「大明神上葺記録帳」では、一番に庄惣代として神宮寺、二番に河野・岡本両家の名代(番頭)、三番に番頭惣代、四番に大工棟梁、五番に両神主と大幅な変更がありました。名代と番頭惣代が新たに加わり、神主は

順番が繰下がっています。

年不詳ではありますが、神主であった土居氏が博奕宿をして処分を受け、のちに許されている(イ-八一・二・イ-八一)ことから、「先規の仕来り」があったとしても、神主の不祥事により、変更を余儀なくされたのかもしれない。

十三神社の祭祀

遷宮は、何十年かに一度の行事ですが、十三神社では夏・秋の祭りをはじめとした年中行事が今もおこなわれています。『続風土記』にも「祭礼九月九日競馬あり年々六七十騎もありといふ」と記されています。競馬は戦後頃まで続いていたが、現在はおこなわれていません。

寛政六年(一七九四)の「日並記」(ア-九)から江戸時代の祭礼の様子をのぞいてみましょう。

- 同九日 御客七人・母・忠左衛門・一天気吉 藤太郎・吟之助・小弁・才藏・関内、宮へ馬見二参候。親・おもん・おすみ・きく夕飯 餅拵申候。

前日に和歌山から客七人が訪れ、家族や奉公人らで宮(十三神社)へ競馬を見に行ったことが記されています。筆者(貞之)自身については何も書かれていませんが、祭礼を取り仕切るなり、和歌山からの客をもてなしたりするために神社で忙しくしていたことでしょう。

今年の秋祭りは十月二十日に執行されました。まず、午前中に神事があり、本来であれば、午後から「上ノ五条」といわれる御旅所へ渡御がおこなわれます。以前は神輿二基が出ていましたが、近年は

こども神輿に変わり、行列の最後には稚児が参列、御旅所で神事と獅子舞があり(写真6)、神社へ戻って餅投いで終了ですが、今年は雨天のため、渡御は行われませんでした。



写真6 地元の保存会によって継承されている獅子舞

岡本家との関わり

江戸時代には、遷宮の奉行という大役を担っていた岡本家ですが、明治に入っても十三神社との関係は続いています。

明治六年(一八七三)岡本新二郎(隆政、幼名兵馬)は十三神社と福井村八幡社等の祠掌を申付けられました。祠掌とは、神職のひとつで村社にあつては一切の事務をつかさどる役職です。ところが、一ヶ月後の五月二十八日には願によって職を辞しています(写真7)。

新二郎が神職に関わることになった理由は、明治四年(一八七二)神官以下神社の世襲神職を廃止することが政府から布告されたためです。それと同時に「官社以下定額、神官職制等に関する件」によって、和歌山県では二年後の明治六年

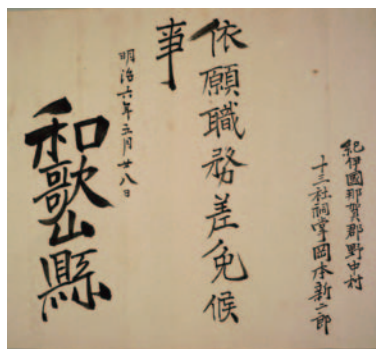
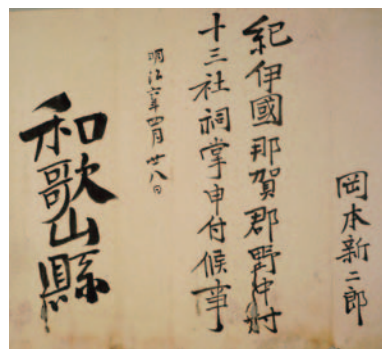


写真7 明治6年(1873) 4月28日付、十三神社祠掌の任命書(ク-50-1)と同年5月28日の解任書(ク-51-1)

(一八七三)四月二十八日、官幣・国幣を除いた管内の神社を県社七と郷社七、村社五九二と定め、十三神社を村社に列しています。

県は神社の序列化と同時に、各社におく神官(祠官・祠掌)を定め、村社には祠掌一員が置かれることとなりましたが、近傍の祠掌が他の村社の祠掌を兼務することが認められていたので、このとき置かれた祠掌は全部で八十五人でした。そのうちの一人が岡本新二郎でしたが、翌七年(一八七四)に病死、跡を継いだ佐太郎(幼名忠造)がその後も遷宮に関わるなどの関係が続ききました。(砂川佳子)

平成二十五年年度 古文書講座I

今年度の古文書講座はI・IIとして、二回に分け開催することとなり、まず7月〜9月にかけて、古文書講座Iが開催されました。

昨年度完成しました『諸家文書目録二』、その中の中筋家には大庄屋を務めた際の古文書が残っています。この大庄屋文書を使って、遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しました。各回の講座内容は、次のとおりです。

猪鹿打ち減じ

入門者向け

- 第1回 玉飛び来たる 7月27日(土)
- 第2回 村々へ出鉢 8月10日(土)

初級・中級者向け

- 第1回 利助砲発 8月24日(土)
- 第2回 暁 六ツ時千光寺へ 8月31日(土)
- 第3回 歯痛にてこまり入り 9月7日(土)

「入門者向け」講座には、延べ一〇三名、「初級・中級者向け」は、延べ一六三名の出席があり、アンケートでは半数以上の方から「興味深くおもしろかった」との回答をいただきました。

「入門者向け」アンケートより



・徳川時代の庶民、役人の生活ぶりがしのびれ面白い。祐筆の美しい筆跡にほれぼれする。
・先生の講義とてもよくわかり、楽しく聞き取ることができました。

した。家にも古文書が少し残っており子供や孫達とも勉強できればいいなと思いつきました、とても興味深かったです。
・古文書の読み方だけでなく、紀州藩の歴史についてもよくわかるのでよい。
「初級・中級者向け」アンケートより



・内容的には高度なものを含んでいたと思いますが、初心者にも解り易い平易な説明を加えて頂いたのが、楽しんで参加できました。
・大学時代の古文書の講座よりも更にレベルの高い講座で、毎回楽しく受講させていただいています。
・忘れていた学習意欲を呼びもどされました。

十三神社の境内地返還と つくられた証拠資料

神社明細帳

さきほど岡本家文書から十三神社の遷宮や祭礼、同家との関わりについてみてきましたが、当館にはほかにも十三神社についての資料を所蔵しています。

そこには、明治期における境内地の国有化と一部返還、返還の根拠として提出された証拠資料がありました。岡本家文書と照合していくうちに、証拠資料がつくられたものだということがわかってきました。詳しくみていきましょう。

鎮守の森から国有地へ

政府は、神社の序列化や神職の管理のほかに、社寺に対する調査を進め、明治七年(一八七四)には、全国の神社・寺院の土地面積や什宝・氏子数、境内に生育していた御神木などの樹種と本数まで調べることを命じます。

そして、「其祭典法式執行ニ必須ナル場所并ニ其社寺風観ヲ存スル土地ヲ区割シテ新ニ社寺境域ヲ定メ其域外除地ハ悉ク之ヲ上納セシム」、つまり祭礼に必要な最小限の土地を残して鎮守の森や境内地の土地(国有化)を実施しました。

十三神社は南・東・北の三方を貴志川がめぐるといふ立地から、唯一地続きであった西側、社殿の背後に鎮守の森が広がっていました。しかしこのとき、もともと二町四反歩(約二万四千㎡)あった境内が、一反六畝二三歩(一六七五㎡)にまで削減されてしまいます。

当館で所蔵する「社寺取調書類 乙」(『県立図書館移管資料』)は文書の宛先が和歌山県令(今でいう知事)であることから、和歌山県で作成・取得した公文書といえます(詳しくは収蔵資料目録四の解題を参照)。

「社寺取調書類 乙」には二冊の帳面が編綴されていて、「神社寺院現境内明細帳(資料番号九〇三二一、以下「現境内明細帳」)は、明治九年(一八七六)八月頃に作成された、のちの下神野村域(現紀美野町内)となる社寺および墓地の範囲・面積と建築物を描いた絵図面が中心です。

この帳面には、十三神社の土地返還に関する明治十八年付の「答申」なども綴られていて、そこには、農商務省和歌山山林事務所からの問い合わせに対して、氏子総代であった浦中喜市郎という人物が「該社寺ノ風致ニ関スルモノハ、今回実地調査之上、更正可致(中略)別紙図面之通土地ト境内ト交換改正相成」と記し、境内地が四反一歩(四〇三三㎡)に回復されたことが書かれています。

図面からは、当初玉垣の内側だけを残して国有化された場所のうち、玉垣の前と南側の一部、この時返還が決まった社殿の背後とが境内へ組み入れられたことがよくわかります(写真1)。

もう一冊の帳面は明治十二年(一八七九)八月に作成された「神社明細帳(九〇三二二)」で、表紙に「此明細帳ハ村内各神社ヲ十三神社へ合併ノ結果、明治四十一年十月ヨリ廃棄トシ、更ニ明細帳ヲ調製セリ」と書かれた貼紙が残っていることから、明治四十一年(一九〇八)十月まで使われていたことがわかります。

この二冊がまとめられて「社寺取調書類 乙」という題名が与えられた時期はそれ以降のことでしょう。

『県立図書館移管資料』のなかに、もう一つ十三神社に関する文書があります。それが「那賀郡下神野村大字野中十三神社土地国有林申立一件(九〇三九一三、以下「十三神社申立一件」と略)です。「十三神社申立一件」には、三つの文書と一枚の絵地図が綴じられています。三つの文書は字の書き様から、江戸時代の文書を書写したもので、「下神野村」の名称をつかっていることから、明治二十二

つくられた証拠資料

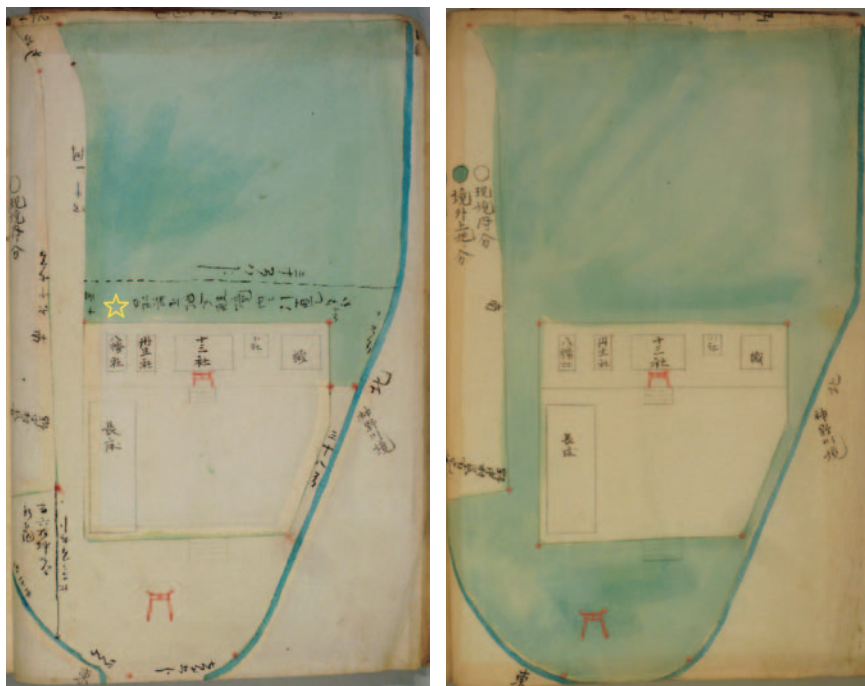


写真1

右 水色に塗られた部分が明治9年に上地された場所
 左 玉垣の東・南・北の周囲に加え、社殿の背後が明治18年返還されることになった
 ☆印の部分には「最前上地今般境内ニ引直シ候分」と書かれ点線でその範囲が示されている

年(一八八九)の市制町村制施行後に作成されたと考えられます。また、この文書には朱筆で「第〇号証」(〇に数字が入る)と書かれており、境内地返還を申立てる際に証拠資料として県へ提出されたものと認められます。ただ、証拠資料だけが残されていて、申立の本文がなく「誰が、いつ、なぜ」申立てたのか、明確に書かれた資料がありません。この証拠資料と、当館寄託の岡本家文書とを照らし合わせていくうちに、どうやらつくられたものであることがわかってきたのです。

証拠資料その1「許状之事」

一つ目の文書は天保十年(一八三九)に成立する『続風土記』の編纂を機に高野山から神野庄の庄屋・番頭中へ出されたと思われる「許状之事」(九〇三九一三一)です(写真2)。

まず、本文を訳してみると、「右は風土記精輯の取調子の節古跡と寺社一般へ仰せ付けがあったので、このたび願の通り聞き済ますことになり、この箇所をその郷内神社の境内に許与する。よって後世の手本として許状は前のとおりです」といった具合でしょうか。要するに神野庄野中の秣場を郷内神社、つまり十三神社の境内としてあたえてほしいという願いを認める、というのですが、よく読んでみると語句がおかしいことに気が付きます。

本文にある「精輯」・「許与」・「鑑後」ということは辞書には載っていません。「鑑後」だけは、「後のががみ、後世のてほん」という意味の「後鏡」がありますが、

文書の性格からすると、「後世の手本として」というより「為後日」や「為後証」という語句のほうが意味は通りますし、江戸時代には一般的な用語でした。

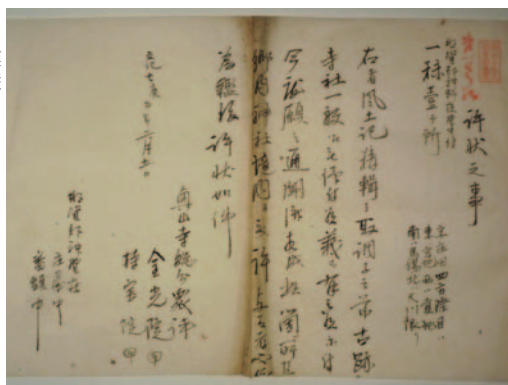


写真2 「許状之事」

〔朱筆〕 「第一号証」 許状之事

那賀郡神野庄野中村

一株ヶヶ所 字庄田四方際目ハ

東ハ宮地西ハ貢地

南ハ馬場北ハ大川限り

右者風土記精輯之取調子之節古跡□

寺社一般江被仰付候義も有之候に付

今度願之通聞済相成此箇所其

郷内神社境内に被許与候者也依

為鑑後許状如件

興山寺総分衆評

文化七庚午年二月五日 金光院印

持宝院印

那賀郡神野庄

庄屋中

番頭中

「郷内」という言葉も江戸時代の岡本家文書では使われておらず、文書群からは同じ意味で「庄内」・「組内」が確認できます。岡本家のような「地主」と名乗るよ時代以降自らのことを「郷土」と名乗るようになることから、それにあわせて「郷内」という語句が使われたと考えられます。

江戸時代には使われなかった用語で書かれた「許状之事」。これは、明治時代の人物が江戸時代の文書を装って新たに作成したものではないかという疑問が出てきました。ここからは、岡本家文書を使って検証してみましよう。

まず「許状之事」が出された文化七年(一八一〇)二月五日から前後の「日並記」をみてみましたが、家事・農事の記録のみで特に「許状之事」に関する記事は書かれていません。宛先が庄屋・番頭中となっているため、岡本家とは関係のないところで文書が授受されたとすれば、記録に残っていないのは当然でしょう。

つぎにこの文書の差出ですが「興山寺総分衆評 金光院印・持宝院印」とあります(印)と書いてあるのは原本に印鑑が捺されていることを示す)。江戸時代、高野山は学侶・行人・聖の三派にわかれ、「総(惣)分」とは行人のことをいい、興山寺はその中心寺院でした。

そこで総分・興山寺から岡本家へ送られてきた文書と、同じく行人領であった萱野家や菅野家(両家共かつらぎ町)の文書群から、差出に「興山寺」や「総(惣)分」が含まれるものを探してみると、「惣分役者(人)〇〇院」もしくは「興山寺役者

(人)〇〇院」と書かれたものは多数確認できますが、それ以外の表現は見当たらない(写真3)。この二種類に限られるのは、各院が、「総分」すなわち「興山寺」と認識していたからだだと判断できます。時代の経過によって「興山寺」という寺院の名称が、総分全体のことを指すようになっていたのでしよう。



写真3 総(惣)分・興山寺が差出の文書

一方、村役人の肩書では「惣分興山寺役人 〇〇村庄屋××」という表現がみられます。これは、「総分」(≡行人方)であるところの「興山寺」という意味ですから、「許状之事」にあるような、語順が逆転した「興山寺総分」という表現はありません。「興山寺」であるところの「総分」(≡行人方)では意味をなさないので、

「興山寺総分」と書いた人物は、「惣分」を興山寺の一役職として捉えていたために、通常では有り得ないことが起きてしまったのではないのでしょうか。

また、「衆評」と単独で書かれたものはいくつか確認できましたが、併せて「金光院」など院号が書かれたものは見つかりませんでした。「衆評」とは、多くの人々による話し合いのことを意味し、行人方においては組織の名称として使われてい

ます。
これもまた「衆評」が「役者」や「役人」のような総分における役職だと誤解しているために、書く必要のない院号を書いてしまっているのです。

ここまで文書に書かれた語句を細かく調べてきましたが、どうやら江戸時代の用語や高野山の支配構造を理解していない人物が、『統風土記』の編纂に事寄せて当時の古文書を明治時代になって新たに作成した疑いができました。とはいえ、もしかしたらもとの文書から写し誤ったか、時代に合わせて用語を書き換えたという可能性がないともいえません。さらに検証をすすめていきたいと思います。

証拠資料その2 「人足覚帳」

「十三神社申立一件」、第二号の証拠は、「宮山杉植付并人足覚帳」(九〇三九一三一)、以下「人足覚帳」です。

「人足覚帳」は、文化六年(一八〇九)二月四・五・七・八・九・十・十二日の計七日間に神野庄十八ヶ村(野中村字門田を一村とする)の各村で十三神社に植樹する村ごとの杉・檜の本数と人足の割付と割付の基準となる家数を記したものです。

植林していたとされる文化六年二月四日条の「日並記」を(ア-三〇-一)確認してみると、なんとそこには「拙者(貞之)は庄屋の仁兵衛と高野山にいた」と書かれています。次にみる「人足受取帳」によれば、その日十三神社にいたはずです。午前中に神社で植樹をし、午後から高野山へ行ったとでもいうのでしょうか。前後の日記を見てみると、三日に「高

野山から差紙(呼び出し状)があつて登山し、四日は「高野廻り」(挨拶回りのこと)、五日に「興山寺様から博奕法度のことを仰せ付けられ」、六日に「下向(帰宅)」と書かれています。「日並記」に「登山」とでくれば、高野山に行くことを意味します。七日以降の「日並記」にも宮(十三神社)へ行った、という記事は見当たりません。植樹は本当に行われたのでしょうか(写真4)。

証拠資料その3 「人足受取帳」

「十三神社申立一件」第三号の証拠資料が「宮山杉植付人足受取帳」(九〇三九一三三)、以下「人足受取帳」です。この「人足受取帳」には、「人足覚帳」で割付けた人足の出勤日と名前が書き留められ、表紙には「世話人岡本忠太夫」とあります。つまり忠太夫が作成したもの「写し」です。「忠太夫」は、岡本家の当主が代々受け継いできた名前であることから、同家文書群を確認しましたが、原本は存在しませんでした。

ほかに神社への植林に関する記録がないかと「日並記」を探してみたところ、植樹をしたことになっている前年の文化五年(一八〇八)にそれらしき記事を発見しました。

しかしその記事からは植林ではなく「拙者宮へ杉山かり率領二参候」、つまり伐採をしていたことがわかりました。

まず、七月九日に「宮へ木を見立てに行つた」とあり、一ヶ月以上たった八月二十二日、「宮へ杉山かりの率領に行く」と見えるのを皮切りに、二十三・二十四、一

日あけて二十六・二十七日まで「宮へ率領に参る」という日々が続き(九月朔日以降二十三日まで虫損によって頁が開けないため確認できず)、境内で作業があるときには、現地で立会っていることがわかります。

伐採では現地へ行ったが、植樹の時は立ち会わなかった、ではなく、植樹はやはり架空の話だったのです。

添付資料 「略図」

「申立一件」に添付された絵地図、「十三神社上地国有林并二四隣ノ実地略図」(九〇三九一三四、写真5)には、濃い赤色に塗られた「上地国有」が二ヶ所あり、

西側の面積の大きい方と「許状之事」に記された四方の境界がぴったり一致しています(西の「貢地」とは「耕地」、黒く塗られた部分が祭礼時に競馬が行われる「馬場」)。

「許状之事」によって、与えられた土地の種類は「秣」でした。「秣場」には、「牛馬の飼葉を集める場所」のほかに、「地域住民が共同で使用する山林原野」という意味があり、「現境内明細帳」に、上地された場所には立木が三四一本あったことが記録されていることから後者の意味で用いられていたことがわかります。

つまり、明治九年に国有化された土地は、江戸時代には十三神社の鎮守の森で

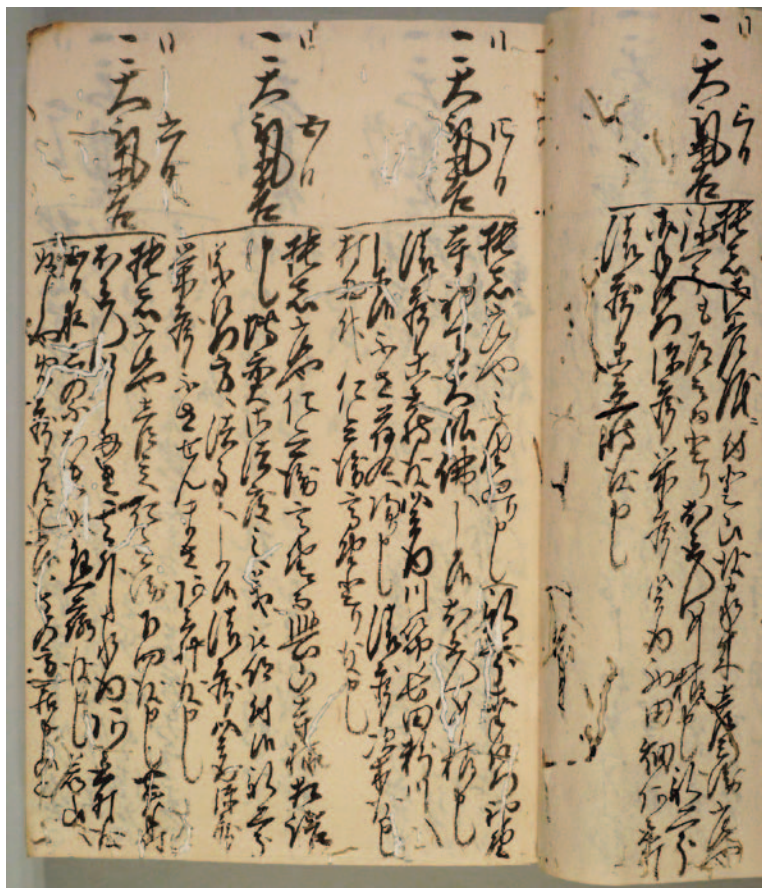


写真4

「万代日並記」(ア-30-1) 文化6年(1809) 2月



写真5

株の範囲は「東八宮地、西八實地、南八馬場、北八大川限り」

あり、かつ庄内共有の入会山で植樹などの保全もおこなっていた、立木の利用や売却、土地所有の権利は我々にある、というのが三点の証拠資料によって主張されたのではないだろうか。

国有林の行方

これまでの経緯をまとめると、おそらく文化五年に実際に伐採があった事実を手掛かりとして、翌年に植林をおこなったことにし、さらにその翌年の文化七年『紀伊続風土記』の編纂過程で興山寺から許状が出された、という筋書きで何者かが文書を作成したとしか考えられません。

①本来、こうした証拠資料には原本があればそれを用います。ですが、文書が

すべてで写しであること、②「許状之事」の文言が不審なこと、③「万代日並記」の記事と矛盾していること、の三点から近代になって作られたものであると判断しました。

江戸時代の文書を作成してまで展開した境内地返還運動でしたが、明治四十一年まで現役であった「神社明細帳」の十三神社の項には「面積千三百五十五坪」とあります。反別に換算すると四反一一步、つまり明治十八年の一部返還以降、境内地に変化はみられませんでした。つくられた証拠資料が十分な説得材料とはならなかったことも原因の一つかもしれません。

時期といい、岡本家と十三神社との関係といい、この時期の当主であった佐太郎が境内地返還に何らかの形で関わった可能性は高いと考えられますが、これまでの検証から、岡本家に伝わる「日並記」をはじめとした古文書を参照して証拠資料が作成されることはなかったようです。しかし、まさか証拠資料がつくられたものである、ということを一二〇年もあとに暴かれるとは、文書を作成した人物も思ってもいなかったことでしょう。この国有化された土地は、その後もいくつかの曲折を経て、現在紀美野町立美里中学校の敷地として、地域のために活用されています。

(砂川佳子)

文書館の利用案内

利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

交通のご案内

◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

開館時間
◆ 火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

休館日

◆ 月曜日 (祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

◆ 年末年始 12月29日～1月3日

◆ 館内整理日

・ 1月4日

・ (月曜日のときは、5日)

・ 2月～12月 第2木曜日

・ (祝日と重なるときは、その翌日)
・ 特別整理期間 10日間 (年1回)



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第38号

平成25年11月30日 発行

編集・発行 和歌山県立文書館

〒641-1005

和歌山市西高松一丁目七-三

きのくに志学館内

電話 〇七三-四三六-九五四〇

FAX 〇七三-四三六-九五四一

印刷 株式会社ウイニング